

安城市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

安城市長 三星元人

## 安城市規則第12号

### 安城市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

安城市職員の給与の支給等に関する規則（昭和40年安城市規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第14項」を「附則第16項」に改める。

附則第15項を附則第17項とする。

附則第14項中「前項」を「前3項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第13項の前の見出しを削り、同項ただし書を削り、同項を附則第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 条例附則第2条第7項第1号に掲げる校務を分掌する市費負担教員に係る義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に3,000円を加算した額とする。

附則第12項の次に次の見出し及び1項を加える。

（義務教育等教員特別手当）

13 条例附則第2条第7項第1号に規定する規則で定める業務は、学級経営及び学級における生活指導又は教科指導を行う業務（学級を担任する者として行うものに限る。）とする。

附則別表中「附則第13項」を「附則第14項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。